

フリースクールの利用者に対する経済的支援について(他自治体の事例)

他自治体では、「フリースクールの定義・条件」「対象」「助成金額等」に係る規定は様々であり、下表のとおり他自治体(一部)をまとめた。(順不同)

市町村	フリースクールの定義・条件	対象	助成金額等
東京都	不登校の児童・生徒への支援を主たる目的とし、活動実績を有する民設・民営の通所型施設	調査研究(アンケートへの回答等)に協力できる者で、 1.都内公立小・中学校等に在籍し不登校の状態にある者(校長の証明による) 2.不登校児童・生徒への支援を主たる目的とするフリースクール等に通って相談・指導を受けている者	1月当たり2万円
神奈川県 鎌倉市	1.1年以上の活動実績があること 2.原則として週に1回以上開所し、主に学校の授業時間内に不登校児童の受け入れができること 3.将来の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援及び教育相談等に関する取組を提供していること 4.社会的自立に向けた相談業務を提供できる人材を配置していること 5.市長又は学校長の要請により情報提供など、児童生徒が在籍する学校と連携が取れること 6.個人情報については、慎重に取り扱うとともに、他に漏らさないこと	1.市内在住の児童生徒の保護者 2.在籍する学校に登校が困難なこと 3.認定施設に、原則在籍すること 4.児童生徒の様子等に関する情報について、在籍学校とフリースクール等が相互に情報共有を承諾すること 5.市や県の相談機関と必要に応じ連携ができること 6.対象経費の補助を別の団体等から受けていないこと 7.市税の滞納がないこと	月の利用料の1/3 上限1万円
茨城県 つくば市	1.月曜日から金曜日のうち、週3日以上開所すること 2.学校の授業時間内に4時間以上施設を開所し、学習支援又は居場所の提供を行うこと 3.不登校児童生徒に対する相談及び指導に関し、深い理解、知識又は経験を有していること	1.つくば市に在住している者 2.不登校児童生徒の保護者に市税の滞納がないこと	①フリースクール等の 月間使用料 ②2万円 ※①②のうち少ない額
新潟県 妙高市	児童生徒の保護者、児童生徒の在籍校の校長及び市が協議し、入学を認めた施設、かつ、校長が活動及び指導内容を考慮し、指導要録上で出席扱いとする施設	1.市内に住所を有する者 2.市立小中学校及び総合支援学校に通っている生徒でフリースクール等に通学する者の保護者	入学金・授業料 実費額の半額 食費のうち給食相当額 実費額×1/3×20/30

市町村	フリースクールの定義・条件	対象	助成金額等
滋賀県 甲賀市	1.民間団体が経営していること 2.不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドラインに則った支援が行われていること 3.学校の課業時間内に児童生徒の受け入れができること 4.教育長又は校長の要請により必要な情報を提供するなど、市及び在籍学校と連携することができること 5.不登校児童生徒が通う施設として1年以上の活動実績があること	1.補助金の申請のおおよそ1年の期間内に概ね30日以上、在籍する学校に登校していない児童生徒の保護者等であること 2.フリースクールに原則週1回以上通所する児童生徒の保護者等であること 3.フリースクールでの児童生徒の様子について、フリースクールが在籍学校に情報提供することを承諾すること 4.補助対象経費について本市以外の者から補助を受けていないこと 5.市税の滞納がないこと 6.暴力団員でないこと	1月当たり 生活保護受給者 10/10 就学援助受給者 3/4 その他の者 1/2 に相当する額又は 4万円のいずれか低い額
滋賀県 米原市	1.利用している児童生徒の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習支援等に関する取組を原則として学校の稼業時間内に提供すること 2.利用している児童生徒および保護者に対して、社会的自立に向けた相談業務を提供すること	1.市内に住所を有する不登校児童の保護者 2.申請の日から起算して前1年間以内の期間において、当該生徒が通算して30日以上在籍する学校に登校していないこと	授業料が対象 1人1月当たり4万円が上限 生活保護世帯は 10/10 就学援助受給世帯は 3/4 それ以外の世帯は 1/2
鳥取県 倉吉市	県教育委員会により「出席の扱いが考えられる学校外の施設」として通知されている学校外の施設	1.該当年度の親権者の県民税所得割額と市民税所得割額の合算額が257,500円未満であること 2.児童生徒及び親権者が倉吉市に住所を有すること 3.その他対象経費の補助を受けていないこと	①通所費(毎月支払う定額分)/児童生徒 月額 13,200円 ②通所に係る交通費・実習費/ 小学生 月額 3,000円 中学生 月額 6,000円